

2009年1月21日

品質マネジメントシステム審査登録組織  
受審責任者 各位

高圧ガス保安協会  
ISO審査センター  
品質保証審査グループ

2000年版による新規、拡大、更新審査の制限について  
(ISO(JISQ)9001:2008規格変更に伴う対応について(追補))

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の審査業務にご理解頂きありがとうございます。

さて、標記について、規格変更による受審企業様の移行手順は2008年12月25日付けの「ISO(JISQ)9001:2008規格変更に伴う対応について」によりお知らせ致しましたが、提供すべき情報の一部に漏れがございましたので、本追補でその不足情報をお知らせします。内容は下記の通りです。

記

2008年版の規格発行によって、**2000年版による登録**(新規審査、拡大審査及び再審査(更新審査))は、2008年版規格発行から**1年間のうちに完了する**必要があります(2008年版による新規審査、拡大審査、再審査(更新審査)及び定期審査並びに2000年版による定期審査はこの制約はありません)。

つまり、ISO9001:2008は2008年11月15日の発行ですから、**2009年11月14日以前**に2000年版による新規審査、拡大審査及び再審査(更新審査)を実施し、その結果を審査評価委員会で審議し、新規登録(拡大を含む)又は登録更新の判定を終了しておく必要があります(審査評価委員会開催日が登録又は登録更新日となります)。

当ISO審査センターの場合、2009年11月14日直前の審査評価委員会は2009年11月4日に予定していますので、**2009年11月4日の審査評価委員会で判定を終了する**必要があります。特に、更新審査の場合は2000年版による登録継続ができなくなりますのでご注意ください。

2009年11月4日の審査評価委員会までに判定可能な2000年版による更新審査の例を次に示しますと。

1. 2010年1月以前に登録の有効期間が終了する場合

更新審査の受審可能な期間であれば受審することができます。審査日と2009年11月4日の審査評価委員会までに**余裕があり得ますが**、指摘事項による是正処置等が生じても2009年11月4日の審査評価委員会までに判定を終了している必要があります。

2. 2010年2月に登録の有効期間が終了する場合

更新審査の受審可能な期間として2009年9月から受審することができますが、審査

日と2009年11月4日の審査評価委員会までに**余裕がありません**。指摘事項による是正処置等が生じてもその審査結果を2009年11月4日までの審査評価委員会で判定を終了している必要があります。

従いまして、**2000年版による更新審査（新規審査及び拡大審査を含む）は、2009年9月までのなるべく早い時期に終了しておくことをお勧めします**。この期間に間に合わない可能性のある更新審査（新規審査及び拡大審査を含む）は、**2008年版の受審をお勧めします**。

**2009年11月4日の審査評価委員会までに2008年版による移行が終了していない場合（2000年版による、更新審査（新規審査及び拡大審査を含む）による登録更新（新規登録（拡大を含む））を実施した場合及び定期審査による登録を維持した場合）は、次回の定期審査又は更新審査において、必ず2008年版へ移行が必要です**。移行の期間は2010年11月14日までですが、それ以前に審査評価委員会での審議を終了していることが必要です。（2010年度の審査評価委員会の日程は未定ですが、11月上旬開催予定ですので、審査は2010年9月までのなるべく早い時期に終了しておくことをお勧めします）

以上